

第2次 船橋市文化振興基本方針



令和4年3月
船橋市教育委員会

はじめに

文化・芸術は、人々の生活に潤いを与えるものであるとともに、創造性を育み、その表現力を高めるほか、人々の心のつながりや相互理解を促進し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

こうした文化・芸術の振興について、基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化・芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため平成 13 年に文化芸術振興基本法が制定されました。この法律において、地方公共団体は、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

船橋では、約 3 万年前から歴史の足跡が確認されており、縄文時代には大きな集落が形成されていました。室町時代には意富比神社（船橋大神宮）の門前に市が立ち、賑わいを見せ、江戸時代には、江戸と千葉・東金・成田を結ぶ街道が整備されたことにより宿場町として栄えるなど、古くから多くの人の往来がありました。また、戦後には公共交通網の発達、住宅団地の造成などにより人口が増加し、現在のまちの形が出来上がりました。

人口約 4 万人で歩みを始めた船橋市は、現在、商業地・工業地・農地が広がりバランスのとれた産業が営まれるとともに、三番瀬や海老川沿いの親水空間、緑地や里山風景などが残る人口 64 万人を超える都市へと発展しました。この 64 万人の「市民力」は文化・芸術振興のための大きな力であり、今後の文化・芸術を支える船橋の宝として受け継いでいくべきであると考えます。

「船橋市文化振興基本方針」は「文化芸術振興基本法」の制定を踏まえ、これまで培われてきた船橋の文化を未来に引き継ぎ、船橋らしい文化を創造するため、平成 29 年 3 月に策定したものです。策定から 5 年が経過し、時代が平成から令和に変わるとともに、「文化芸術振興基本法」ほか文化関連法案の改正が相次いで行われました。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の延期・開催など、社会情勢にも大きな変化がありました。

このような中、私たちの日常生活に楽しさや生きがいを与えるだけでなく、社会とのつながりや交流を生み出すといった文化・芸術が有する本質的な価値を改めて見つめ直し、市民が「ふるさと船橋」に親しみを感じながら心豊かな生活を送れるよう、基本方針を改定します。

施策の推進には、市民の皆様をはじめ、地域、関係団体、行政等の連携が不可欠ですので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、本基本方針の改定に当たり、御尽力を賜りました船橋市文化振興推進協議会委員の皆様をはじめ、各種アンケートや意見交換会に御協力をいただいた皆様に深く感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

船橋市教育委員会

目次

第1章 第2次基本方針の策定にあたって	1
1. 基本方針の位置付けと目的	1
2. 第1次基本方針期間の取組と成果	3
3. 文化を取り巻く社会背景の変化	6
4. 第2次基本方針の期間	9
第2章 船橋市の文化的な特徴	10
1. 船橋市の文化振興のあゆみ	10
2. 各地域に息づく多様な文化	11
3. 文化振興の拠点	14
4. 船橋市の文化振興の現状と課題	17
5. 基本的な考え方	26
第3章 基本方針	27
1. めざすべき姿	27
2. 基本目標	28
3. 施策の展開	29
4. 基本目標に沿った施策の展開とその効果	37
第4章 文化振興の推進に向けて	39
1. 進行管理（PDCA サイクル）	39
2. 文化の担い手	41
3. 重点プログラム	44
資料編	資-1
1. 基本方針改定の経緯	資-2
2. 船橋市の各地域の特徴（詳細）	資-5
3. 文化団体について	資-10
4. アンケート調査結果及び課題分析	資-11
5. 第1次基本方針期間における取組（事業評価・重点プロジェクトの実施状況）	資-38
6. （参考）事業体系	資-64
7. 関係法令	資-69